

知立連続立体交差事業促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 この会は、知立連続立体交差事業促進期成同盟会（以下「同盟会」という）という。

(目的)

第2条 同盟会は、知立駅を中心とした市街地の連続立体交差化を実現し、鉄道と道路との平面交差による交通渋滞を解消するとともに、知立駅周辺市街地の健全な発展と市街地開発事業の推進を助長し、土地利用の向上と都市環境の健全化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 同盟会は、本会の趣旨に賛同したものをもって組織する。

(事業)

第4条 同盟会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係地区住民との連絡・協調及び事業の促進に必要な調査・研究に関する事項
- (2) 連続立体交差化区間における市街地整備の促進に関する事項
- (3) PRに関する事項
- (4) 関係機関に対する建議・陳情に関する事項
- (5) その他、同盟会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事 | 11名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 会長は、総会において選出する。

- 2 副会長、理事及び監事は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 3 役員任期は、同盟会の目的達成の日までとする。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、同盟会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき又は欠けたときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、同盟会の業務及び会計を監査する。

(顧問及び参与)

第 8 条 同盟会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、同盟会の運営について会長の諮問にこたえるとともに助言と協力にあたる。

(会議)

第 9 条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年 1 回とし会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったときは、臨時に会長が召集する。
- 3 総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。
- 4 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) その他、重要な事項で会長が必要と認めたもの
- 5 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員半数以上の請求があったとき会長が召集する。
- 6 役員会は、役員半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 7 役員会は、同盟会の運営方針及び総会に附議する議案等を決定する。
- 8 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 9 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第 10 条 同盟会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局は、知立市役所都市整備部に置く。

(事業年度及び会計年度)

第11条 同盟会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし会計年度も同様とする。

(経費)

第12条 同盟会の経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附則

この規約は、昭和63年10月31日から施行する。

附則

この規約は、平成2年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年7月1日から施行する。